

控訴の提起について

次のように控訴を提起することについて、議会の議決を求める。

平成 28 年 6 月 27 日提出

荒尾市長 山下慶一郎

1 当事者

控訴人 荒尾市宮内出目 390 番地

荒尾市

代表者 荒尾市長 山下 慶一郎

被控訴人 荒尾市 [REDACTED]

[REDACTED] (以下「原告女兒」という。)

(法定代理人親権者母 [REDACTED])

被控訴人 荒尾市 [REDACTED]

[REDACTED] (以下「原告母」という。)

2 事件名

熊本地方裁判所平成 24 年(ワ)第 1191 号 損害賠償請求事件

3 事件の概要

平成23年5月5日、荒尾市下井手にある下井手神社の境内で、樹木が幹の途中から折れ（境内敷地及び樹木は神社所有）、近隣在住の当時小学2年生の原告女児が倒木の下敷きになり、頭部に損傷を負った事故について、原告女児及び原告母は、神社関係者（神社及び宮総代）のほか、倒木の危険性を認知していた上で何の措置も講ずることなく、事故現場付近の文化財を観光資源としてホームページ上で紹介していた市に対しても管理責任があるとして、損害賠償を求める訴えを提起した。

なお、提訴後、原告女児についての損害は、後遺障害の有無が現時点では未定であるとして、一部減縮されている。

第1審における審理の結果、市が事故現場周辺を立入禁止にするなどの行政指導を行わなかったことは国家賠償法上違法となると解するのが相当として、神社関係者と連帶して賠償義務があるとの判決が下されたものである。

4 判決の内容

- (1) 被告らは、原告女児に対し、連帶して4,275,516円及びこれに対する平成23年5月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告らは、原告母に対し、連帶して171,177円及びこれに対する平成23年5月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- (4) 訴訟費用は、原告女児と被告らとの間において生じた費用については、同原告に生じた費用の2分の1及び被告らに生じた

費用の6分の1を同原告の負担とし、その余を被告らの負担とし、原告母と被告らとの間において生じた費用については、同原告に生じた費用の100分の99及び被告らに生じた費用の3分の2を同原告の負担とし、その余を被告らの負担とする。

- (5) この判決は、第1、2項に限り、仮に執行することができる。

5 控訴の理由

次に掲げる市の主張が第1審において認められなかつたことから、第1審判決につき控訴審の判断を仰ぐため、控訴するものである。

- (1) 境内敷地及びその敷地内の樹木は神社が管理する私有財産であるため、市はその管理責任を負わない。また、事故現場付近への立入りを禁止し、そのような措置を講ずるよう指導、警告する権限はなく、そのようなことをすべき義務もない。
- (2) 市は、境内敷地内の樹木の立ち枯れを認識しておらず、倒木を予見できる状況にもなかつた。

6 控訴の要旨

原判決を次のとおり変更する。

- (1) 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人らの負担とする。
との判決を求める。

7 訴えの遂行方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果必要がある場合は、上告するものとする。

提案理由

地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を必要とするからである。

平成28年度荒尾市一般会計補正予算（第3号）

平成28年度荒尾市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,326千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,450,901千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

平成28年6月27日提出

荒尾市長 山下慶一郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 繰 入 金		344,738	2,326	347,064
	2 基金繰入金	344,738	2,326	347,064
歳 入 合 計		20,448,575	2,326	20,450,901

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教 育 費		899, 993	2, 326	902, 319
	4 社会教育費	176, 903	2, 326	179, 229
歳 出	合 計	20, 448, 575	2, 326	20, 450, 901

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
18 繰入金	344,738	2,326	347,064
歳入合計	20,448,575	2,326	20,450,901

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
10 教 育 費	899, 993	2, 326	902, 319
歳 出 合 計	20, 448, 575	2, 326	20, 450, 901

(単位：千円)

2 歳 入

(款) 18 繰入金
 (項) 2 基金繰入金

款項目		補正前の額	補正額	計
18	繰入金	344,738	2,326	347,064
	2 基金繰入金	344,738	2,326	347,064
	1 基金繰入金	344,738	2,326	347,064

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 基金繰入金	2,326	1 財政調整基金繰入金

3 歳 出

(款) 10 教育費
 (項) 4 社会教育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
10	教育費	899,993	2,326	902,319		2,326
	4 社会教育費	176,903	2,326	179,229		2,326
	1 社会教育総務費	85,837	2,326	88,163		2,326

(一般会計)

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8 報 償 費	2,326	1 文化財保護費 報償金 2,326 (2,326)